

# 禅宗の師家制度について

## パート1 曹洞宗の師家制度について（調査メモ）

（日蓮宗現代宗教研究所研究員）

内山善行

曹洞宗には伝統的に師家制度というものがあり、また昭和五七年四月一日付けで師家養成所を作ったが、現在、師家制度はあまり機能していないという。その周辺の事情を含めて、曹洞宗の現状を調査し、メモとして記してみた。まず、師家に関する曹洞宗の規程・細則には次のようなものがある。

曹洞宗教育規程（平成一六年四月一日変更）

第四七条 両大本山にそれぞれ特別僧堂を置き、師家になろうとする人材を育成する

第四九条 特別僧堂の安居者（以下「安居者」という）は、三年を期間として、実践参究するものとする

第五〇条 年度ごとの安居者の定員は一〇人とする。

二 安居者は、師家又は准師家になる意志があり、一等教師以上の僧階を有する者のうちから、堂長が選考して定める。

三 安居者となろうとする者は、宗門教育施設の長の推薦を得なければならない

曹洞宗師家規程（平成七年四月一日変更）

第三条 師家は、師家及び准師家の二種とする。

第四条 師家は、次の各号に掲げる資格を備えた者でなければならない。

- (1) 権大教師以上である者
- (3) 准師家として五年以上在職し、実績があるもの。

第五条 准師家は、次の各号に掲げる資格を備えた者でなければならない。

- (1) 正教師以上である者
- (4) 特別僧堂又は特別尼僧堂の課程を修了し、僧堂に講師として三年以上勤務した者若しくは師家養成所を修了した者又はこれらと同等以上の実績があると認められる者で、それぞれ次条に規定する准師家資格認定会において、その資格を認定された者

第六条 准師家資格認定会は、宗務総長、教学部長、両大本山の西堂及び後堂並びに本宗の教師のうち有識者二人の委員をもって構成する

曹洞宗師家養成所細則（平成七年四月一日変更）

第四条 養成所の修行期間は四年とし、年間三か月以上開設する。

第五条 養成所の年度入所者の定員は、一〇人とする。

第六条 養成所の入所者は、一等教師以上の者であつて、曹洞宗の僧侶教育施設の長の推薦がある者のうちから内局が選考して定める。

さて、師家とは何かということだが、次のように言われる。

「宗師家・宗匠・禅知識ともいう。禅宗では修行僧（学人・雲水）を教育指導すべき立場にある僧をいう。禅の真のありようを体得し、修行僧の目を開かせる力量をそなえ、かつ自由自在に方便を用いることのできる老練な僧をさす。祖師禅の立場からは、受戒の師のほかに伝灯の祖師を立てて、釈迦よりの相承された仏心印を伝える者のみが、真の師であるとする」（『佛教大事典』小学館、一九八八年、三七八ページ）

また、次のようにも言う。

「一般の禅僧に対して、修行経験豊富で、師としての学徳を有し修行僧の指導役に当たる僧。師家は、その師について入室参禅し印可を得てはじめて、師家と称することが許される」（禅学大辞典編纂所編『新版 禅学大辞典』大修館書店、一九七八年、四二四ページ）。

准師家になるには正教師以上の者、師家になるには権大教師以上でなければならぬと師家規定にあるが、曹洞宗の教師資格は「法階」と「僧階」の二つによって規定されている。「法階」とは、教団における僧侶としての経歴によるもので、得度して上座となり、次に座元、和尚、大和尚という四つの階級がある。「僧階」は八階級ある。学識や年令等による教師資格のことであり、現在約一万六千人の教師がいる（日蓮宗教師は約八千人だから、約二倍の数である）。

僧階は次のように規定されている。

八・三等教師

七・二等教師

- 六・一等教師（これより住職）
- 五・正教師（准師家は正教師以上）
- 四・権大教師（五五歳以上）
- 三・大教師
- 二・権大教正（師家は権大教正以上）
- 一・大教正（貫首、前貫首のみ）

二十歳以上の者で各種学歴の資格を有し、信行道場を終了した者には一律教師としての資格が与えられ、また、教師の等級は十二の僧階に定められる日蓮宗と異なるところである。

#### ◎得度

得度した人間を上座という。上座になった段階で僧侶になる。また、特別に曹洞宗の教学を勉強しなくても、僧侶になれば僧堂に入る資格ができる（曹洞宗教育規程第一二条「本山僧堂の掛塔資格は、本宗の僧侶であって中学校卒業以上の者とする」）。

得度させた師匠が本山に修行に出すのだからその師匠が最低限のことを教えなければならないのだが、師匠が自分の親である場合が多数を占めてきたことにより、その前提がくずれているようである。師僧と弟子の「師資相承」が破綻をきたしつつある本宗と似ている。

平成八年度の「宗勢調査報告書」によると、本宗でも、現在の寺院の住職となった理由については「親子による世襲」が四四・五％、これに続く「師匠の推挙による」が一六・七％、「檀信徒の推挙による」「自ら求めて」と言う理

由は一つもなかった。親が師僧となるパーセントが高くなっている本宗でも、子弟教育の問題が重要さをもつて指摘されている。(宗報 平成二五年一月号)

曹洞宗の師匠には、得度の師匠と法導師(結制の師匠)と本師(正式に選ぶ師匠であり、最終的な正式な師匠と弟子の関係を規定する)がある。これらは全部同じ場合もあれば全部違う場合もある。最近は全部一緒のケースが増えている。ここに、師家制度があまり機能しなくなった一端を見ることができている。

#### 法階の一例

① 得度する(上座)。

② 得度の寺の師匠の命令により永平寺に入る。

③ まる二年目に、次の段階の座元に進むため結制(安居)における法戦式の儀礼をする。また、結制の期間の首座にならなければならない。

④ 誰の法を継ぐか、誰と正式の師弟関係になるかを決める。そのため、嗣法儀礼を行なう。

本来は、ある人の教えがはっきり分かったこと、受け継いだ教えが分かったことを、嗣法というが、いまやこれは師弟関係を固める儀礼になっているようである。嗣法は寺院の住職の後継問題とからんできて、その寺の住職を引き継ぐため、その人から嗣法する、つまり住職後継の条件みだいになる場合もある。

嗣法が終わった段階で教師資格さえ取れば、住職になれる。嗣法しなければ住職にもなれず、教師資格も取れない。

⑤ 和尚(結制をしない段階の住職は和尚)

⑥ 晋山結制をして大和上になる。

## ◎理想と現実

在家から出家した者の大きな弱点は、自分の頭の中で、僧侶というもの、仏教というものに対する考えが膨らみすぎ、出来上がりすぎてしまっていることである。修行に入ると、理想と現実が全然違う。そこで、こんなのは仏教ではない、こんなのは道元禅師の教えではないとかいって、一―三ヶ月で辞めていつてしまう者がいるという。服はちゃんと着てみなければ分からないのに、着るか着ないかで逃げていつてしまう。在家から出たものは、自分の頭の中で動機付けがありすぎることと、なき過ぎることとで、失敗する余地があるという。

## ◎僧堂

永平寺と総持寺の両大本山と、全国に約三〇ヶ所の僧堂、数百ヶ所の参禅機関がある。必ずしも両大本山で修行する必要はなく、修行をするのはどの僧堂でもよい。しかし権威・格がある永平寺と総持寺の両大本山に人気が集まっている。

大本山には二〇〇人近くの修行僧がいるが、地方僧堂では七人ぐらいのところもある。ある程度人数がいなければできない儀礼もあるので、やることの内容もかなり違うようである。また、地方僧堂は財政基盤が弱いので、スタッフをちゃんとそろえることが難しく、各僧堂の水準がかなり違っているようである。

地方僧堂には昔は田畑がたくさんあったが、農地改革で寺領を没収され、その上、檀家が少ないので、大きい伽藍に修行僧を養って維持していくのは大変の様相である。僧堂に入る時の費用は、原則としてかからない。

現在の僧堂の中での大きな風潮は、基本的には坐禅をさせ、儀礼をさせ、作務をさせるという身体面に関する修行・訓練に傾いているようである。

## ◎僧堂生活

- ・食事作法は世界で一番厳しいといわれる。
- ・托鉢は年に数回。毎日やっている僧堂もある。
- ・僧堂では、どんなことをやり、何をしなければいけないのか、ということに宗門機関が介入することはなく、全国統一の僧堂カリキュラムは存在しない。
- ・やること、やらなければいけないことの共通認識はあるのだが、どれをどのようにやるかについては自由裁量によることが非常に大きい。師家の家風によつていろいろある。

## ◎住職

住職になるためには、修業道場で安居しなければならぬ。修行期間は最低一年（住職になる最低の期間）。

例えば、駒澤大学仏教学部を出て二年安居する。そして資格申請すれば一等教師の資格が取れる。一等教師の資格があれば全国どこの寺でも住職になれる。住職でなければ僧侶としてやっていける余地はほとんどなく、あらゆることに住職であるかどうか問われるのは、本宗と似ている。

曹洞宗ですばらしいことの一つは、僧侶としての能力と適正を問うため、次のような規定があることである。本宗も見習いたいところである。

## 曹洞宗教育規程

第五六条 現職研修会は、本宗の住職及び教師の資格向上を図ることを目的とし、毎年一回以上、教学部長が指示する当該年度の研修要綱に基づき、宗務所ごとに行なう。

第五七条 現職研修会は、期間を二日以上とし、僧堂の行持により、僧堂又はその他の施設において行なう。

二 本宗の住職及び教師で年齢五五歳未満の者は、年一回以上、現職研修会に出席する義務を負うものとする。この場合において、年齢四六歳以上で、教師資格を取得した者は、取得後一〇年間出席の義務を負う。ただし、受講者の事情で、僧籍地以外の宗務所でこれを受けることができる。

三 前項に該当する者で、三年以上の間一回も現職研修会に出席しないものがあるとき、宗務所長は、その旨を教学部長に報告しなければならない。

第五九条 教学部長は、研修を修了した者には、修了証を授与し、教師昇補の審査の基準とする。

#### ◎師家と准師家

・師家は学校の先生みたいなものである。

・師家は三〇〜四〇人いる。尼僧の師家もいるが、数人を出ない。法制上は男女平等だが、事実上は男女の不平等が存在するようである。

・師家が教える統一的なものはない。

・師家・准師家は師家会における推薦によって推挙される。准師家に推挙されるのは五五歳以上。師家は准師家として五年以上在職し実績を積んだ者。

・日本人以外の師家はいない。

師家相応の訓練は、臨濟宗には公案という師家訓練のパターンがあり、それなりのもって行き方をするのだろうが、曹洞宗の場合、師家と言われる人たちはどういう訓練を積むのかといった時に、非常に分かりにくい。



また、現在の師家は教育者なのか、職業訓練の指導者なのかという問題も出て来る。

宗教儀礼に関しては、葬式、法事は財政基盤であるから、これをやらなければならないことは言うまでもない。大きい法要をすれば大きいお金になるので、儀礼に一生懸命になるのは、どの宗派にでも妥当するであろう。即ち、僧堂での教育も、儀礼をちゃんとなせるといことが大きな意味をもつて、肥大化していくことになる。となると、師家も、結局儀礼に詳しい人ということになりかねない。僧侶教育ということを組織化するよりも、職業訓練にかたよりがちになるといのは、本宗の信行道場も、注意しなければならぬ点である。

また、曹洞宗は異端と正当を分けないから、非常に幅がひろい。師家同士の道元に対する考え方は大きく違っている。

### ◎僧堂入門の儀式

曹洞宗の場合、僧堂に修行僧が訪ねてきた時、すぐには中には入れず、庭に一〜二時間立たせておく。それから寺僧が出てきて、問答をするという、庭話のパターンがある。その後、且過寮に一週間泊まらせて、修行に耐えられそうか、様子を見る。

### ◎安居

現在、修行道場にまる一年間いる全体を、安居と言っている。一年のうち三ヶ月・三ヶ月の計六ヶ月を結制とい、また、夏安居・冬安居（修行集中機関）という。

結制（安居）のメインの儀礼の一つに、ある僧が、どのくらいの力量があるかを問答を賭けて試すことがある。修行僧の中でいちばん力量のあるものを一人選び、首座（しゅそ）となし、相手に問答を賭けて試す。これを法戦ある

いは法座という。しかし現在、これは儀礼化しているようである。現在、結制（安居）は、教育機関の僧堂では毎年、年二回行なっているが、本山クラス、あるいは僧堂を別にすれば、各寺院における結制はまれになっている。本来はすべての寺院で結成・接心しなければならないのだろうが、一般寺院ではもはやその習慣はないようである。

### ◎知的教育の側面の充実

永平寺では、修行僧に質問させない。「ハイ」だけ。問答無用でまずさせてしまう。全部封じてしまって、全部やらせる。その後になぜやるのか、どうやるのかをフォローしてやり、教育成果をあげている。

欧米人に教えを説くには、まずちゃんと説明して納得させなければならぬ。その代わり、納得したと勝手に実に熱心に、しかも融通がきかなくなるほど、言われたとおり、覚えたとおりのことを一生けんめいやるという。僧堂での教育は、言うてからやらせる、やらせてから言うという、この両方が均衡するように努めている。

また、アカデミズムの中で行なわれている学問研究を活用しながら、それとは別の視点で、一つの理念と教育手段を持った師家が求められている。教育をするということになると、どんな人物を作りたいのかという理念がいる。また、教育をするということは、見せて、させて、聞かせて、言わせなければならぬ。これらに有能な師家による僧堂教育を目指している。

曹洞宗は臨済宗のように、白隠禅から始まっている考案を、システムチックに用いる方法は使わない。独参も臨済宗のように、公安を授けて考えさせ、それをもって問答するというシステムをとっているわけではない。師家が提唱して個別に質問を受けるといふ、人格的な、あるいは教育上の交わりは少ないようである。一対一で、質問を受けてそれに答えるといふことは、やる人もあればやらない人もある。

修行僧をどう教育するかといふことは大きな問題だが、教える人をどう教育するかといふことが非常に大きな問題

となつてゐる。

### ◎嗣法

曹洞宗では印可とはいわず、嗣法という。臨済宗の場合、いくつかの公安を通つた段階で、印可というようなことを多分やるのだろうが、こういうシステムは曹洞宗には無い。どの段階で師匠と嗣法するのかというと、身心脱落した時である。

臨済宗は公案の答え具合で悟りを認定できる。しかし、曹洞宗では、どこをもって悟りと認定するかは、非常に曖昧になる。それゆえ、それは一定の儀礼になりかねない。そういった意味で、印可ということは事実上機能していない。臨済宗では、印可ということをどういうシステムでやっているのだろうか。公安の答えが、マニュアル化しているのではなからうか。

マニュアル化されるということは儀礼化されるということである。手続きを踏むか踏まないかと言う問題になつて、教育の問題から遠くなつていく。これが印可ということの、最大の弱点になりかねない。

### ◎坐禅

只管打坐は、訓練としてあるいは行としてやらなければならないことを語れる人の他、坐禅と言うものはどんなもので、どういう意味があつて、教学のどこに位置するのかということ、明確な言葉で語れる人間、教育として坐禅を語れる人間の育成に努めている。道元禪師は、坐禅は大切であるとなぜ言ったのか、釈尊の坐禅と同じなのか違うのかを、明快な言葉で語れる人の育成である。

## ◎海外布教

在家に対する布教は、布教方針ののつとつて、特派布教師が全国巡業し布教している。

海外布教には、海外戦略をあまり持たず、一定した布教方針はないようである。力を入れているより、自由に任せているようである。その教えは、海外で勝手に根付いて勝手に育っている。もしある人が、カリスマ性があり、正法眼蔵を讀んでいたり、坐禪をちゃんとやると、あまりよく曹洞宗の儀礼が分からないまま海外に行つて勝手にやつてしまつても、あつという間に信者ができてしまう。しかし、それは日本側に違和感を与え、対立を生じてしまうという点がしばしば見受けられる。つまり、統一された海外布教師を育て、海外に打つて出る戦略に乏しいという点がある。

## ◎授戒

曹洞宗の布教戦略の根幹に授戒がある。ところがこれは現在、儀礼化している傾向があり、戒を受けた在家信者が、それを実践の土台として守るといふ視点が希薄化してきているようである。

また、授戒会でつけてもらった戒名が、最終的に使えるかどうかは定かではない。その戒名を持って帰つて、菩提寺の和尚に、この戒名で葬式をやつてくださいますかと言つても、それを使う住職もいれば使わない住職もいる。

## ◎正法眼蔵

岸沢惟安が過去六十年以上の正法眼蔵の読み方を決めてしまった。今それから脱しようとしている。

現在の師家が好んでやるのは、正法眼蔵の中での、作法が重んじられる、洗面、洗淨の巻。また、坐禪の組み方である。理念は修証義が支え、実践は死者儀礼に集中していくという形態ができつつある現在、正法眼蔵と坐禪をどう

関連付けて説明するかが問題となるところであろう。

曹洞宗のいいところであり、また弱点となる可能性があるところは、異端とか正統とか言わないところである。これが道元禅師の正当の教えだ、と決定付けることは難しいようである。

#### ◎僧と尼僧

道元は、単なる男女の平等を言っているのではない。仏法の前には、男女は関係ないということを行っている。

曹洞宗の男僧は九割以上が結婚するが、尼僧は九割以上が独身。約一万五千か寺、教師数約一万六千人。その一割から二割が尼僧という。(日蓮宗は約五千か寺。男性教師約七千人、女性教師約千人。全教師約八千人中、一割二分が尼僧)

#### ◎システム

曹洞宗のシステムは、非常に整っている。これらを適切に機能させるためには、大変な努力が必要であろう。僧堂は、教務部学事課の管轄下にある。

#### ◎合併問題

曹洞宗は、檀家五十軒以下の寺が半数である。過疎化が進んでいる現在、合併していかないとまずいのではないか、ということが危惧されている。

同じ圏内に曹洞宗、真言宗、日蓮宗寺院がある場合、同一宗派の寺院同士だったら合併もそれほど問題はないであろうが、宗派が異なる場合、生き残り競争になる。



日蓮宗も、宗門として生き残りたいならば、僧侶の資質をあげておかないと相手に太刀打ちできない。寺として保つていければ日蓮宗でも曹洞宗でもいいという輩は、言語道断である。

### ◎ある禅僧の抱負

ゲリラ的な修行をできる場所を多発的に作りたい。修行僧あるいは一般の住職に、生涯勉強しなければならないという意識を植え付けたい。正法眼蔵と坐禅の研鑽を積むことのできる、修道院並みの、生活の保障のある終身制僧堂があつたらいい。そこで修行したい。更に、地方に戻ったお坊さんたちが、もう一回修行ということを考えるきっかけを与えるような場を作りたい。

### ◎調査後の雑感

「私は現在、日蓮宗教師・僧侶というよりも単なる寺院後継者になってしまっていないか」、ということをも反省させられた。

本宗では、いったん教師資格を取ってしまうと、その人間がどう変わったのか、どう成長したのかを点検・検査するすべがない。すなわち日蓮宗教師としての適性と能力は、依然として問われない。現職研修で試験をするわけではなく、だめだったら資格停止をするわけでもない。

そこで、教師の適性を測るシステムを制定し、ライセンス制を打ち立てたらどうか。一回資格を取ってしまうと、死ぬまで有効であるということを改め、自己点検する、あるいはスキルアップすることを、システムとして持つ必要がある。一定の期間が過ぎたら道場に集まって現職研修会を催し、修行をする。それによつて教師資格を再ランク付けするというようなことをしたらどうか。三十五日間の信行道場で得た実績を基礎に、生涯、僧侶としてやっていく

わけであるから。

また、信行道場入場者の中で、妙法蓮華經と立正安国論ならびに觀心本尊抄は、唱題とどのように関係するのかということを理解した者は、それほど多くいないであろう。かく言う私も、よく分からなかった。これらを統一的に關連づけて、組織的に一宗の基礎教養を授けるような訓練機関の設立が望まれる。

しかし、宗門システムは、よほど慎重に作らないと機能しない。正しく機能させるためには、誰が適材適所を決めるのか、という問題がある。

◎本宗での師家制度の可能性を考える

日蓮教学と唱題を、統一的に、実践的に關連付けて、指導することのできる場である僧堂を創立する。そこにおいては、職業訓練教官としての師家ではなく、教育者としての師家が、本宗の理念はまず何なのかをはつきり教育する。

住職であれば、まず今のところ経済的に安定するので、住職になることが第一で、そこから先のことはあまり考えなくたってしまう傾向がある。ある寺院住職の職責を引き継げればそれでいい、ということになってしまふことは、教団の停滞を引き起こす。

住職にならなくても僧侶の道を全うすることができる方策があれば、もっと僧侶への道を付けることができる。住職教団からどうやって脱皮して発展していくかを考える時、住職にならなくても、師家として僧侶の道を全うすることができ制度を設けることにより、教団発展の道が開けるのではないか。



◎出家とは何か、ということについて、沢木興道老師の次の言葉が光を放っている。

「出家とは自己の生活を創造するものである」

「めいめい信仰というものをもつて、真の仏道体験から割り出して、自分のいまのこの国での生活をいきいきと創造して、真実の生活をしてもらいたい」（酒井得元『沢木興道聞き書き』講談社、一九八四）

曹洞宗の寺院数は日蓮宗の三倍。臨済宗妙心寺派は三四〇〇か寺。

次回は妙心寺派の調査をする予定。